

身近にこんなトラブルが!
かながわ消費生活

注意・警戒情報

広告では安かったのに…!

廃品回収業者との
トラブルに気を付けて!



いやあ〜
この量だと
追加料金
必要ですね!

事例

引越をする事になり、インターネットで検索して比較的安い料金が掲載されていた業者に不用品の回収を依頼した。ところが、荷物をトラックに積み込んだ後に「追加費用が必要になった」と言われ、高額な請求をされてしまった。

アドバイス



教えて
下さいな

不用品の処分は、お住いの 市区町村のルールをまず確認!

- ◆ 粗大ごみや不用品の処分は、お住いの地域の市区町村のルールに従って行いましょう。粗大ごみに出せない家電品やパソコンなどの処分方法について、分からない場合は市区町村に確認しましょう。
- ◆ ご家庭の廃棄物を回収できるのは、「一般廃棄物処理業の許可」を持つ業者です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」を持っていても回収はできませんので、依頼する際はよく確認しましょう。
- ◆ 依頼をする際は見積もりを取り、追加料金の有無などを事前に確認しましょう。また、廃品回収業者が無料回収をうたっていても、回収時に「リサイクル料金はかかる」などとして、料金を請求されるケースもあるので、注意が必要です。
- ◆ 廃品回収業者との間でトラブルになったら、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



消費生活課 ニャン吉

消費生活相談は

消費者ホットライン

☎局番なし

イヤヤ
188

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

30年度、県内
15,000件超え!

ハガキを使った架空請求、

身書

またも急増!!

「訴訟になる」と不安をあおる!

今度は
桐花紋!

Stop!



実際に届いた
ハガキ

訴訟に関する書類は
ハガキでは届きません!
届いても絶対に連絡せず
無視してください!

過去に送り付けられたハガキの実例も
掲載しています! WEBをチェック!



特定消費料金未納に関する
訴訟最終告知のお知らせ

訴訟番号 (口)000

この度、御通知致しましたのと同様の利用されていた契約会社、
ないし運営会社から契約不履行による損害賠償請求と訴訟、訴状が提出さ
れました。御通知致した訴訟最終告知の期日を経過して訴訟を開始
させていただきます。御通知致した訴訟最終告知の期日を経過して訴訟
され執行目立の決定、お困りなさい。御通知致した訴訟最終告知の期日
制的に御通知致した訴訟最終告知の期日を経過して訴訟を開始しまし
ては、尚、訴訟最終告知の期日を経過して訴訟を開始していただきま
らご迷惑いたしたことをお詫言申し上げます。

※取下げ最終期日 平成31年2月13日

地方裁判所管理局

お問合せ窓口 03-6385-XXXXXXXXXX

東京都千代田区渡が関 1-3 受付時間 9:00~19:00

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう


神奈川県


悪質な訪問販売撲滅!
かながわ宣言

くらし安全防災局くらし安全部消費生活課(かながわ中央消費生活センター)相談第二グループ
消費生活課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/index.html>
Facebook(かながわの消費生活) <https://www.facebook.com/kanagawa.shouhi/>
Twitter(かながわ中央消費生活センター) https://twitter.com/kanagawa_shouhi

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 電話:045-312-1121(代表) / FAX:045-312-3506